

氏名（生年月日）	オカ ノ ジュン ジ 岡野純司	(1972年11月14日)
学位の種類	博士（法学）	
学位記番号	法博甲第113号	
学位授与の日付	2016年3月18日	
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項	
学位論文題目	大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制 —「優越的地位」及び「濫用行為」の認定を素材として—	
論文審査委員	主査 西村 暢史 副査 金井 貴嗣・高田 淳	

内容の要旨及び審査の結果の要旨

はじめに

岡野純司氏から提出された学位請求論文としての「大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制—「優越的地位」及び「濫用行為」の認定を素材として—」（以下「本論文」という。）について、3名の審査担当委員（主査：西村暢史委員，副査：金井貴嗣委員，高田淳委員）による審査を行った。同時に、2016年1月15日には中央大学多摩キャンパス2号館2564号室において公開で口頭試問を実施した。その結果、審査担当委員3名は、同氏に対する博士（法学）の学位授与を可とするとの結論に至ったので、以下のとおり、同論文の構成・内容を中心として、審査報告を行うものである。

I 本論文の構成

本論文は、以下に紹介する第1部及び第2部の論述部分に加え、参考文献・資料・図表を内容とする資料集により構成されている。全体ではA4判370頁にのぼる。

本論文本体は、第1部と第2部に分けられ、それぞれ以下に示す章・節から構成されている。第1部において大規模小売業者と納入業者の間の取引に関する実態分析がなされ、それを踏まえて第2部において独禁法上の優越的地位の濫用規制に関する課題について論述されている。

序 本稿の目的

第1節 問題の所在

第2節 本稿の目的

第1部 「行為主体」、「優越的地位」及び「濫用行為」の検討

第1章 「行為主体」である大規模小売業態の特徴

第1節	大規模小売業態と品揃え
第2節	量販店等の特徴
第3節	まとめ
第2章	大規模小売業者の購買力と納入業者に対する「優越的地位」
第1節	大規模小売業者の購買力の機能と競争との関係
第2節	「優越的地位」の定義と学説
第3節	「優越的地位」の判断要素の検討
第4節	まとめ
第3章	大規模小売業者の経営資源補完と「濫用行為」
第1節	大規模小売業者の経営資源補完と「濫用行為」
第2節	卸売業者の役割と「濫用行為」
第3節	「濫用行為」の発生要因と規制の留意点
第4節	まとめ
第4章	百貨店の仕入形態
第1節	百貨店の経営資源補完と仕入形態
第2節	各仕入形態及び派遣店員の検討
第3節	百貨店における仕入形態・派遣店員の利用実態と変遷
第4節	まとめ
第5章	量販店等による納入業者に対する「優越的地位」と「濫用行為」
第1節	量販店・納入業者間の取引における「濫用行為」の発生要因
第2節	「濫用行為」と小売業務との関連性：小売業態間の比較
第3節	「濫用行為」を行う目的
第4節	まとめ
第1部	のまとめ
第2部	優越的地位の濫用規制の検討
第1章	大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に対する規制の概要
第1節	大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制と流通政策
第2節	大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制の体系
第3節	大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制の歴史
第4節	公正取引委員会による現行の法運用
第5節	大規模小売業者の優越的地位の濫用に対する法的措置
第6節	大規模小売業者による優越的地位の濫用防止への取組
第7節	現状の大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制の問題点
第8節	まとめ

第2章 優越的地位の濫用に係る公正競争阻害性

第1節 優越的地位の濫用に係る要件の検討

第2節 優越的地位の濫用に係る公正競争阻害性の検討

第3節 まとめ

第3章 「優越的地位」の認定

第1節 「優越的地位」の認定上の課題

第2節 公正取引委員会による「優越的地位」の判断要素と問題点

第3節 審決・排除措置命令における「優越的地位」の認定における問題点

第4節 私見への批判と反論

第5節 まとめ

第4章 「濫用行為」の認定

第1節 「濫用行為」の認定上の課題

第2節 購入・利用強制

第3節 経済上の利益の提供

第4節 受領拒否、返品、支払遅延、対価減額等

第5節 優越的地位の濫用規制及び補完法での売上仕入の取扱い

第6節 公正取引委員会による「濫用行為」の判断要素

第7節 審決・排除措置命令における「濫用行為」の事実認定

第8節 公正取引委員会による「濫用行為」に係る判断要素の問題点

第9節 まとめ

結論 本稿のまとめ

第1節 本稿のまとめ

第2節 今後の課題

II 本論文の内容

第1部では、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用の実態を検討する。実態の検討においては、隣接学問領域である経済学、経営学、流通論等における分析・視点を参照して、「行為主体」である大規模小売業者の業態、大規模小売業者に生じる「優越的地位」及び大規模小売業者が納入業者に対して行う「濫用行為」の発生要因・発生形態及び歴史・実態についてそれぞれ検討を行っている。

第1章では、大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制の対象となっている「行為主体」である大規模小売業態の特徴を検討している。特に近年は量販店が非常に多様化しており、それぞれの業態ごとに、採用する「品揃え」の幅と奥行き及び「商品購買上の特性」に応じて各小売業務（店舗運営、商品供給及び商品調達）の運営体制を構築しており、店舗運営、商品調達及び商品供給にそれぞれ差異が生じていることを明らかにしている。

第2章では、大規模小売業者の購買力と納入業者に対する「優越的地位」について検討している。大規模小売業者の納入業者に対する「優越的地位」が、大規模小売業者・納入業者間における依存関係及び取引先の転換可能性によって生じ、依存関係は、①量的な取引依存関係と②質的な資源依存関係の2つに分類でき、取引先の転換可能性は、①経営資源の保有状況、②市場の競争状況、③市場の構造的な状況、④取引特殊的投資、⑤新規の投資コスト、の5つに分類できるとする。そして、我が国の小売市場において優越的地位に立っている「行為主体」である大規模小売業者、特に百貨店とスーパーで優越的地位が生じる要因には相違があることを明らかにしている。

第3章では、大規模小売業者の経営資源補完手法と「濫用行為」との関係について検討している。ここでは、「濫用行為」が大規模小売業者の経営資源を補完する行為であり、卸売業者が流通システムで小売業者の不足する経営資源を補完する役割を果たしていることを指摘する。また、「濫用行為」がどのような状況で発生しやすいかを検討し、取引慣行には合理的な側面もあり、あるいは商取引における私的自治の原則からも、規制の際には、過剰な介入を抑止しながら合理的な側面を生かしつつ不合理な側面を排除するように規制すべきであると主張する。

第4章では、大規模小売業者の「濫用行為」として長年批判されている百貨店の仕入形態及び派遣店員について、その種類、契約法上の法律構成、評価、変遷と現状等を検討している。ここでは、百貨店の仕入形態あるいは派遣店員が一方的な負担の押し付けではなく、責任及び費用の負担を大規模小売業者・納入業者双方が分担しながら、協働して消費者に対する売上を増加させるという側面を有していること、及び納入業者もメリットを享受するものであることを明らかにしている。

第5章では、量販店等による納入業者に対する「優越的地位」と「濫用行為」について検討している。ここでは、近年の量販店の成長にともなう実態として「優越的地位」を強化したことと、濫用行為の「行為主体」が百貨店から量販店に変化したことにもなっており用いられる「濫用行為」も変化していることを明らかにしている。また、納入業者の費用・リスク負担が大規模小売業者を頂点とする流通システム全体の利益獲得のために行われ、負担・収益の分配が大規模小売業者・納入業者間で適切に行われ、納入業者が自主的に判断して受け入れた場合には「濫用行為」とならない場合もある一方、これら負担・収益の分配が納入業者に著しく不利に設定され、あるいは大規模小売業者の収益改善を目的とする等、納入業者が利益を得られない形態で押し付けられる場合に「濫用行為」として規制すべきであると述べる。

第2部では、独禁法上の優越的地位の濫用の成立要件の研究、同規制の歴史・実態の研究として、大規模小売業者の優越的地位の濫用に対する規制の概要と、現行規制上の問題点、特に「優越的地位」及び「濫用行為」の要件について検討している。

第1章では、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に対する規制の概要を述べている。大規模小売業者に対する優越的地位の濫用規制と流通政策の関係、優越的地位の濫用規制の体系・歴史・現行の法運用・法的措置の概要を検討し、大規模小売業者による優越的地位の濫用防止への取組とこれを実施する上での問題点を明らかにしている。特に、公正取引委員会の規制上「優越的地位」及び「濫用行為」に係る判断要素が抽象的かつ不明確であり違反行為の予測が難しく、企業が

コンプライアンス体制の整備を進めづらい点や、過剰規制のおそれが生じ、処分を受ける事業者の納得性を得られない点を指摘し、公正取引委員会が、ガイドラインや排除措置命令で「優越的地位」の「濫用行為」の範囲を明示することが、過剰規制のおそれを排除し、企業活動を委縮させないためにも必要となっていることを指摘する。

第2章では、優越的地位の濫用に係る公正競争阻害性を検討している。ここでは、公正競争阻害性の捉え方に対立がある中、おおむねの説においても優越的地位の濫用規制の必要性を認めており、公正競争阻害性と具体的な規制の要件とは別個に論じられるという立場を採っていることを検討している。

第3章では、「優越的地位」の要件及び公正取引委員会による優越的地位の判断・認定上の問題点を検討している。ここでは、公正取引委員会による優越的地位の判断要素として、ガイドラインで間接的な判断要素を用いている点や審決・排除措置命令でこれら間接的な判断要素を重視した認定を行う等、「優越的地位」の認定に問題があることを批判的に検討し、第1部第2章で検討した直接的な判断要素を重視すべきことを提唱する。

第4章では「濫用行為」の要件及び公正取引委員会による認定上の問題点を検討している。ここでは、現行の規制上、「濫用行為」とされている行為の許容される場合と許容されない場合の判断要素を検討し、公正取引委員会が「直接の利益」を重視し、「間接的な利益」・「時間軸での利益」が許容されていないことの問題点を指摘し、納入業者が給付と対価を十分に考慮した上で交渉していた経緯（手続化）と書面化をもって納入業者が自由かつ自主的に判断して決定したこれら行為の受け入れであると推定する、あるいは考慮要因として取り扱うことが過剰規制の防止につながると主張する。

結論として、本論文の研究はつぎのような成果を有すると述べる。すなわち、経済法学とりわけ独禁法の研究分野に限ってみても、従来、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用を対象とした歴史・実態の研究自体がほとんど行われておらず、かつ、これらに流通論、経営学等の成果を応用した研究はなされていない。さらに、本規制の歴史・実態の研究は、概説書等で概略が触れられるのみであり詳細な研究はほとんど行われておらず、成立要件の研究も少ないのが現状である。本論文は、先行研究の成果を踏まえた上で、それら研究をさらに発展させる、あるいはそれらの研究の空白部分を埋める研究として一定の貢献を果たすものと述べている。

Ⅲ 本論文に対する評価

本論文の筆者・岡野純司氏は、長年にわたって百貨店に勤務し、特に法務部門において百貨店の仕入れ取引等に関わる実務に携わってきた。このような企業法務に携わる実務家の視点から、実務上生じた問題・課題に接したことが、本論文執筆の動機を形成している。かかる視点・問題意識は、本論文の課題である大規模小売業者と納入業者との間の取引の実態分析、当該取引に対する優越的地位の濫用規制に関する解釈論において随所にあらわれている。

I及びIIにおいて述べたように、本論文は、独禁法の優越的地位の濫用規制の主要な対象となっ

てきた大規模小売業者と納入業者との取引における大規模小売業者の濫用行為について検討するものである。大規模小売業者による納入業者に対する濫用行為に対する独禁法上の課題については、これまでも多数の研究成果がある。それらの先行研究と比較してみると、本論文は以下にあげる特徴を有している。分析の視点及びアプローチと本論文で示されている筆者の見解に分けて指摘する。

本論文がとっている研究のアプローチ及び分析の視点として、第一に、大規模小売業者と納入業者との間の取引について、取引の実態、わが国における経済の変動にもなう取引実態の変化、法規制の変遷等を綿密に調査しフォローして、分析・検討を行っている点をあげることができる。この分析・検討は、単に取引実態の明らかにするだけでなく、後述するように、法規制、とりわけ「優越的地位」及び「濫用行為」の判断・認定に際しての考慮要素の検討・評価につながっている。

大規模小売業者の仕入取引の実態について解明している部分については、筆者が老舗の百貨店の法務に携わっていた実務経験に基づくもので、分析・検討の内容は信頼のおけるものと評価することができる。筆者の実務経験を踏まえた本論文の第1部第4章の百貨店の仕入形態の実態分析及び規制の変遷に関する緻密な分析と研究成果は、錯綜していた取引当事者間の様々な仕入形態を整理し、その意味を明らかにしたものであり、この部分だけを抽出しても極めて貴重でかつ有益な成果と評することができる。

第二の特徴は、分析・検討に際して、経済学、経営学、商業学、流通論等の隣接学問領域における多数の研究成果・資料を丹念に渉猟し、読みこなして自らの見解を導いていることである。その成果は、大規模小売業者と納入業者の間で、それぞれの経営資源とその補完という観点を取り入れて、濫用行為の発生要因を明らかにし、それを踏まえた法規制を提唱している点に顕著に表れていると言える。上記の隣接学問領域の成果を踏まえることによって、大規模小売業者と納入業者との間で用いられる取引慣行、設定される取引条件等についても、従来は、大規模小売業者がその地位を利用して一方的に押し付ける側面が強調されてきたが、本論文は、経営資源の補完ないしリスク・シェアリングという観点を取り入れることによって、双方にとって利益になる場合もあるし、用いられる取引慣行が合理性を有していることもある点を指摘している点は、従来の研究では軽視されていたので貴重な示唆を与えるものである。

第三に、上記の取引実態の分析・検討、隣接学問領域の研究において、筆者は、実態についての調査・分析を「歴史的」に視ている点をあげることができる。大規模小売業者による納入業者に対する濫用規制は、わが国においては、戦前の百貨店問題から出発している。その後、大規模小売業者の業態が、総合スーパー、量販店、コンビニ・チェーンへと発展するにともない、これらの大規模小売業者の取引が変化していることに着目し、それらについて隣接学問領域の研究成果を参照しながら分析・検討している。筆者が優れた研究能力を有していることを示している。

次に、本論文を通じて明らかにしている筆者の主張・見解についてであるが、本論文において筆者は、先行研究から多くを学び、その成果を正確に理解している。そのことは、本論文において参照文献として掲げられている文献・資料が膨大な数に及んでいることにも表れている。それらの先

行研究を丹念に読みこなしした上で、現在、公正取引委員会によって行われている大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用規制について批判的に検討を加えている。この点は、本論文の第2部の論述で示されている。

優越的地位の濫用規制に対する筆者のスタンスは、大規模小売業者と納入業者の取引は、基本的には私人間の取引であって私的自治の原則が妥当し、独禁法による公的な規制を加える場合には、規制を受ける側が自己の行為について違法か適法かが分かる明確な基準で規制が行われなければならない。また、違法要件である「優越的地位」の判断・認定、「濫用」該当性の判断に際して、どのような要素が、いかに考慮されるのかが規制の受け手に分かるようになっていくことが必要である（ひいてはコンプライアンス促進に資する）との考え方に立っている。

この考え方に立脚するとき、公取委による優越的地位の濫用規制は、「優越的地位」の判断・認定及び「濫用」の認定において、考慮要素、判断・認定基準ともに、明確になっているとはいえないと批判する。とりわけ、「優越的地位」を判断・認定する際の考慮要素は、市場における地位、売上高、資本金額、従業員数等で示される事業能力・企業規模といった間接的な判断要素によっており、どのような場合に「優越的地位」に該当するのかの判断に正確さが欠ける。依存関係や取引先の転換可能性を直接的に示す要素・事情で認定すべきであると主張する。その主張は、「濫用」該当性についても同様で、規制の受け手である大規模小売業者の側で、どのような場合に、いかなる行為をしたら違法になるのかが明確になっていないために、企業法務におけるコンプライアンスの観点からみると、予防効果につながっていないと述べる。

この点と関連して、本論文では、「優越的地位」が大規模小売業者の業態によって異なって生じること、また、それとの関係で「濫用」行為発生の要因も異なっていることから単に一方当事者（優越的地位を有している側）の他方当事者への諸事情のみを考慮することは適切ではない点を明らかにしている。この点が最終的な違反判断基準として、例えば、納入業者に「損失」のみを与える場合を原則違法と位置付け、反対に「直接の利益」が認定される場合は原則適法と位置付ける成果として表れている。これらの間の種々の場合に関しては、「間接的な利益」と「時間軸での利益」の有無について取引プロセスの適正さ等の確保をその判断基準としている。このような新たな判断基軸の提唱は、今後の「優越的地位」の判断・認定、取引の「濫用」該当性を的確に判断することにつながるものと評することができる。そのことがひいては、大規模小売業者のコンプライアンスに資することになり、同時に、納入業者にとっても望ましい結果をもたらすとの結論を導いている。

最後に、本論文の優れている点として、大規模小売業者の納入業者に対する濫用規制について、取引の実態、その変化、当事者及び社会に及ぼす利点と弊害等の検討を踏まえて、法規制のあり方、要件の解釈を展開していることを指摘しておきたい。

なお、口頭試問の場においても大きな議論となったことであるが、第1部における実態分析を踏まえた第2部での優越的地位の濫用規制の新たな法解釈の提唱という最も重要となる両者のつながりについてやや唐突な展開が確認される。本論文を熟読することで回避されるものではあるが、このつながりについてより明確に表現するための工夫が必要となろう。そして、学位請求者の提唱す

る結論においても、先行研究の空白を埋める成果とこの成果に基づく法解釈を実務においても耐えうるだけの論理性等について改めて表現を見直すことが求められるところではある。また、取引プロセスの適正性の観点からの手続化や書面化に関する主張に関しては、法解釈レベルでのより手厚い研究が求められることになろう。

もっとも、上記の点は、学位請求者の本論文に対する学位授与を否定すべき要因とはならない。本論文及び口頭試問において明らかにされた学位請求者の緻密かつ正当な研究能力は、今後も法規制のあり方について議論が継続する本論文のテーマのみならず、独立して研究遂行を行うために十分なものと評価しうると思料されるところである。

IV 結論

以上述べたところにより、審査担当委員3名は、学位請求者たる岡野純司氏に対する博士(法学)の学位授与を可と判断するものである。